

プラスワン通信

企業の節税対策は報告義務。

平成27年5月26日の日経新聞に「企業の節税策 報告義務」という記事が掲載されました。税理士やコンサルティング会社に加え、節税策の提供を受ける企業も報告義務付けの対象になる可能性もあり、早ければ17年度の通常国会で改正されるそうです。

どこまで報告する義務があるのか？

具体的には、どの程度の節税策が報告義務の対象になるかは決まっていません。記事によれば下記のような節税策の代表的なものや大きな損失を意図的に出す場合等が報告義務の対象として想定されているようです。

- ①グループ会社から損失を移す。
- ②航空機のリース費用を複数の会社で分けたりして利益を意図的に減らす。
- ③1年間で億単位の損失を意図的に作り出す。
- ④税理士が企業から高額報酬を得た場合。



大企業が億単位の節税策を考える場合や行き過ぎた節税策が想定されていて、すべての企業が報告義務になる訳ではないようです。

今のところ中小企業は、過度な節税策で無ければ、それほど心配することは無いように思われます。

また、報告義務が出来たとしても、合法的な節税をしてはならないといっている訳でもありません。

報告しなかった場合は？

報告義務に該当するにもかかわらず、報告しなかった場合は、罰金も検討されています。

個人の地主・家主さんで相続対策に法人を絡めた節税対策を考えていらっしゃる方は多いと思います。

今のところ心配は無いと思われそうですが、行き過ぎた節税手法が多くなると税法が見直される可能性もあります。常に新たなニュースに注目していきましょう(横山)

株式会社プラスワン
〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1-9-11 石川COビル5階
TEL:03-3255-2305/FAX:03-3255-2306

お気軽にご相談ください

TEL: 03-3255-2305

Mail: info@kkplus1.com